

第三日 平成二十三年六月十七日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

昨日六月十六日、教育委員会の組織会が開催され、教育委員長に鈴木政治氏が選任されたことから、今定例会議会提出議案等説明のため、出席の変更の報告がありましたので、報告いたします。

ここで鈴木政治教育委員長にごあいさつをお願いいたします。

○教育委員長（鈴木政治君）

昨日付で教育委員長を拝命しました鈴木政治です。

これまでの経験とさらなる研さんを重ねて、議会議員の皆様を初め、関係各位のご協力とご指導を賜りまして、職務の推進に尽力をしていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町立藤崎診療所条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、議案第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

企業誘致といいますか、それらについての税制上の固定資産税の特例措置ということでもありますけれども、延長することなんですかけれども、具体的に言えば、固定資産税だけなんですか。どれぐらいの、三年ほど猶予されるということなのか、その内容についてですね、説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、従来今までは平成二十三年三月三十一日までということで期限設定されてあったものですが、この中身につきましては、同意の期限、これを平成二十五年三月三十一日までということで、二年間の延長ということで、固定資産税ですので、当然土地、家屋、償却資産、これらが含まれるものと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定しました。

日程第七、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定しました。

日程第八、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定しました。

日程第九、報告第九号平成二十二年度藤崎町一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定しました。

日程第十、報告第十号平成二十二年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定しました。

日程第十一、報告第十一号平成二十二年度藤崎町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定しました。

日程第十二、議案第二十八号藤崎町議会の議決すべき事件を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決いたします。議案第二十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第二十九号藤崎町下水道条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第三十号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第三十一号弘前地区環境整備事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第三十二号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。藤林議員。

○五番（藤林公正君）

おはようございます。

今までのこの藤崎小学校グラウンド等整備工事の件では、いろいろな意見が、いろいろな話が聞こえてきました。私たち同志三人はこれには両手を挙げて賛成しますけれども、町長、教育長にお伺いします。

皆さんが納得できるようなちゃんとした説明をして、これからこの工事がどう進んでいくのか、もし悪い方向に向かった場合ですよ、ちゃんと説明してくださいよ。そして、皆さんが納得できるように、これは去年のものですから、今年やらなければ来年はできないんでしょう。そうなれば、小学校の子供たちがかわいそうですよ。新しい学校で、グラウンドめっちゃくちゃなんであれば、ちゃんとしてくださいよ。説明を求めます。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

上提されております議案第三十二号工事請負契約の件についてだと思えますけれども、報告によりますと、常任委員会等でいろいろこの案件についても議論されたというふうに報告を承っております。業者選定においては、公正、厳正な工程を経ながら、決定されたというふうに認識いたしております。これの議案については、非常に大きな意味を持っておりまして、藤崎小学校の最後の工事になるわけでありまして、この工事を速やかに議会の議決が得られれば、すぐにでもその所定の手続をとって、業者の契約等をすぐに着工できるわけでありまして、そもそも業者選定をするに当たっていろいろな議論がありましたけれども、地元業者云々というようなものもありましたけれども、いろいろな教育委員会と協議をする上では、震災後のさまざまな混乱の中で、資材調達に関する心配ですとか、あるいは工期を十分とった形でやらないと工期が遅れるのではないかというような心配等々がありまして、迅速に進めてきた経緯がございます。どうかそれらを考慮の上、子供たちの大事な教育の施設でありますので、議員の皆様には考慮の上、全会一致でこれに賛同していただければ、すぐに工事着工ができて、年内、あるいはまた雪降る前の工事完成ができるというふうに確信いたしております。

さらに、この藤崎小学校が完成されれば、今準備を進めております常盤小学校の整備についても、これは、県、国に対

してお伺いを立てております財源確保について、藤崎小学校とバランスを保つ上での常盤小学校建築、あるいは大規模改修等のそういう整備ができるということで今進めておりますので、この藤崎小学校の建築が終わる、完成を見ることがなければ、常盤小学校の建設計画にも大きく影響すると。大きく影響するばかりでなく、これの完成ができなくなるという、そういう心配がございます。ぜひそれらの連動した藤崎町、子供たちの大事な教育施設、また学校施設というのは、今震災の避難場所等の重要な拠点になります。また、地域住民との交流の場所、そういった、あるいはまた学童保育も今小学校の中に配置されております。そういった学校施設一つとりましても、さまざまな機能を保有している学校建設に関してですね、皆様の深いご理解を賜ってですね、スムーズにこの議案第三十二号が承認、ご決定されて、速やかに工事着工ができることを心から期待したいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

館山教育長。

○教育長（館山新一君）

今町長が申したとおりでございますけれども、現状は、藤崎小学校の一連のいわゆる整備の最終段階であります。特に体育館の周辺はまだ整備しておりませんで、ごらんになったかと思っておりますけれども、まだ石ころその他がありましてですね、大変ある意味では子供たちがそこを通ることすらできない状態になっています。また、校門もまだつくっておりません。それから、一番楽しみにしているプールもまだつくっておりません。これが今回のこの予算の中にですね、あります。ぜひ一日も早くですね、我々は工事をしてですね、安心な藤崎小学校に完成をしたいと、こういう思いがありますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。藤林君。

○五番（藤林公正君）

よくわかりました。わかりましたけれども、この予算が通らなければそれも絵にかいたもちになると思います。多分笑っていますけれども、情報入ってきていますので、多分否決になるような感じしています。子供たちのことを考えてみれば、ただ自分たちの考えだけ主張するのも、これはちょっとおかしい話で、ちゃんとしたルールに基づいて契約したと思うし、何の疑いも持たなければ、これから将来を担う私たちの宝物を何でそう不幸にするのかなと、私はちょっと疑問を持っています。町長、もう一回その辺のところを。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

繰り返しになりますけれども、この工事請負契約の件は、それらまで決定するまでの経緯があったと思いますので、事務方、それから選定委員会等は円滑に行われ、厳正、公正に決定されたと思います。それを私は信じて提案させていただいております。その経緯については、副町長が座長ということで、指名審査会の座長を務めていますので、あるいはまた管財の方がその事務方を務めております。その辺の経緯とかですね、詳細にご説明させていただきたいと思いますが、いづれにしても私からお願いしたいのは、提案者としてお願いしたいのは、この議案第三十二号工事の請負契約の件に関しての是非がですね、もう最終的な藤崎小学校の建築のスタートであると。最終工程のスタートであるということで、非常に重要な意味合いを持っているということをおそらく議員の皆様にお訴えをしておきたいと、こう思います。この重要な案件を万が一のようなことがあれば、完成できなくなります。

そしてまた、皆さんが待ち望んでおります常盤小学校のこれにも多大な影響を起すだけではなくて、完成できなくなるという連動したものでありますので、そういう大きな重要な役割を持って、含んでいるという、案件であるということをおそらく判断の上、ご承認、ご決定をお願いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

業者の選定を厳正、公正にやったということなんですけれども、どういう技術的な基準及び地域的な基準で選定したんですか。副町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利 一君）

指名審査会六名で結成されております。指名審査会の事務局は、財政課員の二人をもって充てております。この場合、担課と申しますか、担当の方々が指名名簿の中から厳正に審査しながら、私どもの審査会に出してくれます。財政の方といろいろな相談をしながら、今回の藤崎町のグラウンドの整備については、今震災が起こった直後でございまして、普通の業者ではなかなか資材の調達ができないというふうな話も聞いております。県の特Aの業者、十社を選定してきたと、そう聞いておりますが、県の特Aの津軽地域の十社、これは点数の八百五十点以上だそうではありますが、その業者をいろいろな角度から、例えば一級の建築士が何人いるとか、年に工事がどのぐらいやられているのか。実際その工事に当たっては、工事可能なのか、そういうような厳正な事務局からの調査の中で、私ども説明を聞きながら、六名の審査委員をもって、いろいろな意見を出しまして、決定いたしました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今普通の業者では、資材の調達ができないと。なかなかできない状態もあるというふうなことなんですけれども、現在においてもそういうことを私は考えられないと思うんです。震災地でももう工事というよりもがれきの処理そのものが停滞しているような状態であるわけでありまして。その点は置いておきますけれども、担当課から名簿を出されたということなんですけれども、じゃあそのままその担当課が選んだ、担課が提案した名簿がそのまま指名審査会でそのとおりに承認されて、これでいこうというふうになったんですか。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利 一君）

二年に一回、指名願いが上がるわけでありまして、その指名願いは、各委員の中の機械の中にセットされております。各委員は、常に審査会あたりは、その機械の中を見ながら、みずから検査しながら、会議に臨んでおります。でありますので、その信頼度も私は強くっておりますし、そのように会議の中で決定させていただきました。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私が聞いているのは、先ほどあなたは「担当課から出された業者に基づいて厳正に選定したんだ」と。厳正という言葉は町長が言っておりましたけれども、「選定したんだ」と言っているので、「担当課から上がったものをそのまま承認して、この業者でいこうというふうに決めたんですか」と私は聞いているんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利 一君）

担当課が調査しましてから、財政の管財の二人が加えて詳しくまた調査しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

質問に答えていないんじゃないんですか。担当課が業者を担課として選定候補を上げたと言ったでしょう。だから、その業者のとおり指名審査会でこれでいいよと。財政課も見たけれども、これでいいよというふうなことで決めたんですかと聞いているんですけども。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利 一君）

審査会で最終的に決めております。今担当課とそれから財政の管財の方と相談しながら、上げてきます。最終的には、審査会の中で決定しております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ質問の角度をちょっと変えるとすればですね、最終的に指名審査会で決めたのは、それはわかりますよ。それしかないわけですから。工事額も大きい工事でもありますし、最終の学校の建設、プールの建設、グラウンドの整備ということになるわけですから。じゃあ財政課が調べて、財政課の担当課長も含めて調べて、担当課がリストアップした特Aのですね、特Aの八百五十点以上の業者と同じで、初めもそして最終的に決めたのも同じだったんですかということ

を聞いているんですよ。理解できないんですか。違うんなら違う、同じだったら同じって、単純なことですよ、それ。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利一君）

これは同じだと思います。最初八百五十点という基準がございまして、担当課と管財と相談しながら上げてくるというふうなことで。おっしゃるとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じだと思いますじゃ困りますよ。

じゃあ担当課の学務課長も担当課から上げているわけですから、同じだったんですか、同じでなかったんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

我々の方で工事の内容を説明しながら、財政課と協議しながら決定いたしました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いまいはっきりしませんでしたけれども、はっきりしないというよりも、それぐらいもはっきりできないということ自体が疑問に思います。

それで、本件の三億円余というよりも、落札額は二億九千八百万円ほどでございます。それで、グラウンド舗装面積九千七十八平米というふうになっておるんですけれども、これはどういうグラウンドをつくろうとしているんですか。この内容は。グラウンドを舗装するという意味ではないと思うんですけれどもね。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

このグラウンドの舗装というのは、普通の陸上とか、野球場とかの土のグラウンドの舗装ということで理解していただければと思います。この資料の工事の概要については、細かいところまでは示してございませんけれども、この校地内の校地の周辺のフェンスだとか、そういうものも含まれてございます。主だった工事の資料として概要を記載しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう二点ほどお伺いいたします。

どこの建設、あるいは土木業者も仕事がなくてですね、ここ四、五年間の間に業者の仕事も、それから業者数も半減するというような状態までですね、見られているわけでありましてけれども、今回の入札の指名業者ですね。この中でです

ね、例えば株式会社伊藤鉦業、例えば株式会社脇川建設、例えば株式会社大坂組、これらについてなどはですね、この藤崎でですね、工事の実績だとかあるんですか。どうなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

お答えします。

指名十社ですけれども、過去五年間にですね、乗田建設さんとですね、大管工業さん、脇川建設さんの指名実績はございません。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一点はですね、プールとですね、いわゆる建築工事部分と、常盤小学校のグラウンド整備事業、グラウンド整備ですね（「藤崎小学校」の声あり）失礼しました。訂正します。藤崎小学校のグラウンド整備事業ですね。これらを分割発注するというのもですね、地元業者が参入しやすい地元というよりも、藤崎、弘前地域まで入るのかも知れませんが、分割発注をしなかった理由はどの辺にあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

浅利副町長。

○副町長（浅利 一君）

この間も説明会のときに、いろいろなご意見がありました。私も委員会のみならず、できれば地元の業者というような

ことを念頭において考えております。しかしながら、いろんな災害とか、いろんな大きい特殊な工事とか、そういったことでは、やはり広く考えていかなければならないと。そういったことも頭の中に置いて考えていかなければならないと、そういうように思います。今後とも皆さん方の意見を、この間もいろいろな意見は聞きましたので、今後審査会の中で検討してまいりたいと、そう思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

この件につきましては、さまざまな問題やらですね、随分勉強になりました。我が町、永遠のふるさと新藤崎町ということで、故郷を思いながらですね、議会の一人としてあえて申し上げます。

この議案に対して、指名審査会での選定においての地理的条件に欠けた入札、予算書に明記している教育費の中で、工事請負費、グラウンド整備工事外費の土木工事、プール新設工事外費の建築工事、二件の発注と思われたのにもかかわらず、一括の入札、地元経済活性化のために、地元業者を入札に参加させる努力をしているものとは思えない入札、以上の点から、本議案に反対いたします。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。藤林公正君。

○五番（藤林公正君）

ただ、地元業者地元業者と言いますけれども、それなりに努力しているんですか。目に見えません。それはそれですけども、これからグラウンド工事を進めていく中で、もしも反対であるのであれば、ただ入札も今副町長、町長から話をしましたけれども、広く八百五十点以上の特A級に指名して何が悪いんですか。私はわかりません。これから学校、

グラウンドを進めていく中で、とても大事なことであるし、大変重要なことだと思えますよ。ただ、入札がどうの、地元の業者どうの、それと観点が違うような感じはしますが、私はこれに賛成します。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第三十二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立 起立三名、不起立九名〕

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。よって、議案第三十二号は否決されました。

日程第十七、議案第三十三号協定の締結の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

藤越踏切、通称ですね、通称というか正式には藤越踏切拡幅工事ということでございます。その工事の概要ということで書いてございます鉄道施設工事、線路設備工事、信号通信設備工事、電気設備工事、当初議会では八千万円ほどでとりあえずやっつけようということだったんですけども、このJRでは九千万円ほどですね、協定してくれということなわけでございます。藤越踏切、私も通ったことも何度かはあるんですけども、これ主要道路ではない町道といえますか、そこの踏み切りでもあるんですけども、九千万円になったというようなですね、理由はJRからどういうふうに、秋田支社からどういうふうに示されたんですか。その話を承りに行ったのはだれとだれなんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この踏切工事に関しまして、ちょっと経過を説明いたします。

まず一番最初に、この協議に行きましたのは、平成二十一年四月九日、この日初めてJRの弘前保線区の方に協議に伺いました。その後、JRの秋田支社の方に前建設課長と工事担当の主幹が秋田の方に行きまして、藤越踏切の現状と、我が方の道路工事の時期等について説明して、拡幅工事の方のお願いをしてまいりました。その後、我が方の改良工事の測量設計の委託をいたしまして、再度平成二十二年八月三十一日に、その測量成果をもとに、細かい打ち合わせをJRの秋田支社の方で行って来ました。その際に、平成二十三年から工事を行うということを承りまして、そうであれば、平成二十三年のJRの負担金につきまして、その額を予算編成時期までに提示してもらいたい旨を伝えてきましたが、そのJR側から予算編成時期までにちょっと回答がなかったものですので、我が方といたしまして、直近の田舎館村の工事を行いました境森踏切、その際の額の八千万円というものを参考にいたしまして、当初予算計上をいたしました。その後、この平成二十二年八月三十一日の秋田支社での協議に対する文書による回答が平成二十三年一月十八日にありまして、その文書による回答の中で、九千三十五万四千円の額の提示がございました。そこで、この協定の額に一千三十五万四千円ほどの差が出たということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

よく説明の一つにですね、田舎館の境森踏切、八千万円ちょっとぐらいだったと。あそこは奥羽本線でもあります。列車の通行本数もですね、多いわけでありまして。境森踏切について情報を得たんだと、一つはですね。そのほか我々散見

する限りでは、板柳でも鶴田でも、あの辺でもかなり踏切改良工事をやっていますよね。その辺、情報を得たのは境森踏切だけなんですか。それとも板柳だとか、鶴田とか、その辺のことの情報も仕入れたんですか。この点に関してはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

今回の場合は、我が方の国道境森線の改良工事で田舎館と共同で工事をしたという経過がございます。また、直近の平成二十年か二十一年ごろの工事だということで、田舎館のその工事を参考にいたしました。板柳、鶴田の方はちょっと確認しておりません。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

共同で工事したという、ちょっと私、そこの認識は乏しかったんですけれども、いずれにしてもですね、先ほど聞きましたけれども、そうしますとですね、JRから文書による回答があったという中でですね、この先ほど私も言いましたけれども、工事の概要が書かれてあるんですけれども、この鉄道施設工事は何ぼ、線路設備工事は幾らだという内訳については明示することはできるんですよね。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

その回答書の中に、工事の概算額の内訳というものも添付されておりまして、この鉄道施設工事というものが大で、その下の線路設備工事が三千五百十四万円、信号通信設備工事が四千八百五十万円、電気設備工事が百六十万円、あとこれに記載されてありませんが、管理費が五百十一万四千元で、合計の九千三十五万四千元でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

J Rは公共性の性格を強く、公共的使命を強く持っている民間会社であります。工事に当たっては安全を確保しながらやるという特殊性はあるにしてもですね、普通の民間人から見ますとですね、あその場所で九千万円もかかるということ自体ですね、特に信号通信設備、これがですね、四千八百万円ほどだということ自体ですね、常識を超えているような金額だなというふうに思わざるを得ません。

それで、最後です。この工事ですね、一千万円ほど余計にかかるようになったと。それで、町道部分を拡幅する町の予算をそっちに振り向けたというような経過が予算書の説明の中で受けたんですけれども、この拡幅のところだけ、拡幅というか、J Rの敷地部分の線路部分を拡幅することだけやって、その後、来年だら来年でも町道部分を拡幅するつもりなのか、一体のものとしてやるつもりなのかですね。工事の施工についてお聞きいたします。

もう一点ですね。基本的なことですけれども、四、五メートルのところ、何メートルまで拡幅するんですか。四、五メートルをその倍ぐらいに、十メートルぐらいにするのかなというふうな受けとめ方をしているんですけれども、どういう既存はこれぐらいで、J R部分、私の感覚としては五メートルぐらいを十メートルぐらいにするのかなというふうに

は思うんですけれども、どういう工事をするのかということと、もう一つはさっき言いました町道部分の拡幅工事も同時に今年度中に済ませてしまうのかという見通しについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

町道部分の拡幅に関しましては、今年度も一部行います。というのは、踏切の近接工事というものが発生しまして、これは線路から五メートル以内の工事に関しては、これは今踏切と同時にやらないとちょっと手戻りが出ますので、その部分に関しては今年度行います。

あとの部分に関しては、予算の関係がありますので、残りの部分は平成二十四年度に予算措置しまして、完成する予定でございます。

踏切の拡幅に関しましては、現況が三・八メートルほどですので、拡幅の計画としまして車道で五・五メートル、あと路肩が一メートルずつありますので、七メートル五十ほどの拡幅になると思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決します。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。議案第三十三号を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十四号平成二十三年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。平田博幸君。

○八番（平田博幸君）

補正予算の収入収支、歳出、全般にわたっての質疑になります。

十三名の議員がおおの町発展、町民の幸せを考えて、後ほど質疑すると思えますから、私からは二点に絞ってですね、質疑をいたします。議長には特段のお許しをいただきたいと、前もってお願いしておきます。

まず、歳入歳出全般のお話でございますので、今年の三月定例会、奈良岡文英議員の総務産業常任委員会報告の中段をちょっと引用させていただきます。上段、下段はですね、長くなりますので割愛させていただきます。「実質公債費比率は平成十九年度一八・一％、平成二十年度一九・二％、平成二十一年度一九・四％と、年々増加傾向にあり、町債残高と密接にリンクしていることから、町債の伸びがそのまま公債費の伸びにつながっています。この主な要因は、これまでの学校給食センター建設事業や、藤崎小学校改築事業等の大型建設事業による町債残高が大幅にふえることから、毎年十億円から十一億円程度の元利償還が必要であり、平成二十一年度の比率は、県内において上から十四番目となっております。また、負担比率は年々減少しているものの、平成二十一年度は二一三・一％で、県内においてワースト五位となっております。」これは過ぎ去った三月定例会の奈良岡総務常任委員長からの委員会報告の中段を引用させていただきました。

私は、何を言いたいかというと、まず、町長、副町長、あるいは教育長、あるいは総務課長、担当課長という形で答弁していただければなと思っております。

実は、三月定例会では、藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例、藤崎町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例、そしてこれは職員の皆さんに関係する条例ですが、藤崎町職員の給与の特例に関する条例ということで、三月の末で時限立法的な一年間の期限を区切ったその給与引き下げ、これは町長、副町長、教育長のみずからの判断ですね。一昨年その三月定例会、去年の四月から今年の三月まで、財政のことを考えて一〇%カットしてきたわけですね。私は、その条例、否決した身としては、我々否決しても、可決しても、時限立法でございますから、効力は三月末で終わります。ただ、私が申し上げたいことは、十五日の一般質問で、町長、私にいろいろ町政全般にわたって、行財政の断行が大事だというお話は返していただきました。そういう観点からですね、私は、この六月定例会には、その条例をまた出してくるのかなと期待してあったんですよ。ただ、残念ながら議員は全会一致でみずからの給与をたった五%ではありましたが、全会一致で引き下げしました。そういう意味で、今後ですね、やっぱり行革のトップは町長であり、副町長であり、教育長であるべきだと、そういう観点から、早い時期に検討してこの条例をまた出していただきたいという旨で、私、質問していますから、担当課長でも、町長でも、教育長でも、副町長でも結構です。そのことについてお答えいただきたい。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

私の選挙公約といいますか、町政に関する姿勢ということで、一番最初に第一義として掲げているのが、行財政改革ということでもあります。そのために、合併を推進し、合併を成立させて、今日六年間の経緯を経て、今なお行財政対策室

を設けて、それに取り組んでいるところであります。県下でもその進捗率、あるいはまた財政的な効果、これはるるこれまでも答弁いたしてまいりました。その中に、理事者の、あるいはまた職員全体の人件費というのがあるわけです。企業でもそうです。我々自治体でもそうですけれども、その財政の運営の中で、人件費というのはかなり大きなウェートを占めているわけで、人件費を抑制するということが健全財政運営の根本的なものとして挙げられるわけでありまして。その人件費を区分けすると、特別職、それから管理職、一般職と、その職員に至るまで、あるいはまた各種審議会の人件費、あるいはまた日当、各種団体のですね、等々、すべて人件費なわけでありまして。就任当初から、私、自分から一〇%の給与のカットを続行してきました。その中で、人事院勧告に準じて職員給与を抑制したりもしてきたんですけれども、何かの一つの基準というものがあって、それを基にして示した方がいいと。独自でやる方法もあるんですけれども、当町にはそういう基準を示す意味で、あるいはまた客観的な見方で、特別職の報酬審査会というのがあるわけですね、条例で定められております。この意見を最近参考にされていないといいますか、開催していないわけでありまして。みずからやるのもよろしいんでしょうけれども、そういう客観的な見方で、あるいは足りないのかも知れない。あるいは適切さや時勢に合わないのかもしれないということですね、一度その客観的な特別職の報酬審査会というものに付して、それで適正な我々特別職の給与、報酬を一応示してもらえればいいのではないかとということで、当初予算にその審査会の予算を上程したはずでありまして、この開催は、適正な時期にですね、開催いたしまして、その客観的なご意見をお伺いして、これは我々特別職というのは三人だけではありませんで、議員も特別職になるんですか、ならない、報酬等審査会ということで、その他特別職というのは入っている。入るそうです。

そういうことで、その対象になる方々の客観的な立場での審査を経て、それを受けて、尊重してやるという方法を平成二十三年度からとりたいということをお願いしております。これを速やかに開催していくのが私の今の考え方でありますので、そういうことでご理解していただきたいということで、かねてから答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸君。

○八番（平田博幸君）

今、るるご丁寧にご答弁いただきましたけれども、残念なのは、財政は若干はいろいろ政府のですね、補正予算等があるですね、好転はしているものの、まだまだ厳しい状態にある現状下であります。そういうときに、報酬審議会の客観的なご意見を待つのもこれは一つの考え方でありますけれども、私は、三月の議会では、それもいいだろうと。ただ、三カ月の間にやってくれるのかなという思いもあったんですよ。あえて今日質疑をしたのはですね、やっぱり行革のトップは町長であり、副町長がやっぱり行政のトップとして、みずからの判断でそういう姿勢を示して、やっぱり役場百七十人の職員ですね、周知徹底も図りながら行政を遂行していくのがですね、私は使命だと思っております。ですから、余りくどくどと申しませんけれども、速やかにですね、みずからの判断でも結構ですし、あるいは報酬審議会の結果を待つのもいいですから、決して議会の全会一致の五％であるけれども、議員報酬の削減の議員発議をですね、何とか対応していただきたいと、そういう思いがありますので、その辺をあなたにお願いしておきます。

それから、総務課長、十五日に私、一般質問の中でですね、これは町政、行政を遂行するためのグローバルなお話でございますので、総務課長の実際のこの心境を語っていただきたい。よく職員からですね「まず町長が不在にしている」と。あるいは「決裁がたまり過ぎている」と。それから、今は浅利 一先輩が副町長の席にいますけれども、前任者である村上辰美氏からもですね、そのお話しもまた承っております。それで、会議とかいろいろなイベントにはさわやかな笑顔を振りまいて、あいさつもするし、欠席したことはないと思っております。ただ、その緊急にですね、打ち合わせも必要だろうし、いろいろあると思うんですよ。ちょっとその辺をですね、少しでも不安とか、ちょっと停滞しているとか、そういうコメントあれば伺います。（「逸脱していますよ」「これは大事なことだ」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

総務課長。（「大事でも、これ、予算の審議ですので」「議長、いいのそれで、議長」「総務課長、どうぞ」「関係ないことなんでしょう」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

指名したよ。（「行政全般のことだから、大事なことだ」「議事進行」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

総務課長を指名しましたよ。総務課長。

○総務課長（三上 治君）

町長とは、毎日のように打ち合わせをしてやっております。特別職というのは、朝、昼、夜、いろいろな会合等もございます。そういう意味でも、一日に必ず顔を合わせまして、その日のこと、それから週の日程、それから月の日程をよく重々打ち合わせをしてやっておりますので、今後ともそういう形でやってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

平田博幸君。

○八番（平田博幸君）

このことについては、あとと言いません。とにかくそういうお話がですね、たくさんの職員から耳に入っているということは肝に銘じて対処しなければですね、またまたいろいろな不信、不安出てきますから、町長に申し伝えておきます。

最後にですね、議長、これは今のお話に関連することですので、ちょっと支障を来たしているか来たしていないか、これは町長の答弁を一回だけまた求めます。

十五日、私は一般質問の中で、これはプライベートの時間帯は大丈夫、よかろうということで株のお話をさせていただきました。町長、そのときは、株はやっていないとか、そういう否定もしたけれども、新聞に出たら、今日の津軽新報さ

ん、今日来ていますけれども、活字になってですね、その否定をしたという記事が載っていましたので、あえて言います。私は、平成十二年四月のコスモ証券を開始したその次の年、その株の操作に携わっている人間から直に聞いています。今日ここにも資料があります。その方は私にこういうお話しました。議会中でも休憩挟めば、あるいはお昼休みとか「あの株どうなってらべ、あの株どうなってらべ」って、そういう電話もらっていると。「議会中だけはまいんでねな」という話っこをすれば、そういう電話はたびたびいただいたと。ですから、私は公務中にそういうことをやっていればですね、不信になりますから、そこを答えてください。（「議長、何ですか、この会議は、一体何ですか」の声あり）そこだけ答えてください。（「議長、ちゃんと理由を持って采配してるんですか」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決します。議案第三十四号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十五号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十六号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十七号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十八号平成二十三年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第三十九号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第四十号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決いたします。議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、発議第二号藤崎町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提出者から提出理由の趣旨説明を求めます。奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

発議第二号についての趣旨説明をさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡議員、登壇をお願いします。

〔三番 奈良岡文英君 登壇〕

○三番（奈良岡文英君）

発議第二号について趣旨説明をさせていただきます。

今回の発議は、町議会の承認を得なければならない財産の取得または処分の額を一千五百万円から七百万円に引き下げるものであります。これは平成十八年十二月定例議会において、逆に七百万円から一千五百万円に引き上げられているものでありますけれども、これをもとに戻すものであります。その理由は、我々町議会は町民の負託を受けて、その機能を十分発揮していくということがその役割であろうかと思えます。これを地方自治法で規定された下限の七百万円に引き下げることによって、その議会としての行政をチェックする機能を十分に発揮していくという趣旨のもとで、この発議を提出させていただきました。議員の皆様、よろしく願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十七、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十八、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。平成二十三年七月十五日、青森市において県下町村議会議員研修並びに当町において、中南津軽郡議員懇談会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定しました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十三年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十六分

---

地方自治法第二百三十条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男